証券コード　7914

平成28年６月７日

株　主　各　位

東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社
代表取締役社長　藤森康彰

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、または②当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）により議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

■　**株主様の個人情報を保護するため「記載面保護シール」を同封いたしました。議決権行使書用紙のご返送の際にご使用ください。**

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都文京区小石川四丁目14番12号
　共同印刷株式会社本社　本館１階ホール
3. **目的事項**
　報告事項
　１　第136期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２　第136期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役９名選任の件
　第４号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以　上

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウエブサイト(http://www.kyodoprinting.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

1.　期末配当金に関する事項

①　配当財産の種類
　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金４円といたします。
　この場合の配当総額は、351,315,360円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして１株につき８円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月30日といたします。

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目およびその額
　別途積立金　　1,400,000,000円

②　減少する剰余金の項目およびその額
　繰越利益剰余金　1,400,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由
　経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と取締役会の活性化を図るため、取締役会を構成する取締役の員数を減少させるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第21条 当会社の取締役は、18名以内とする。	(員 数) 第21条 当会社の取締役は、12名以内とする。

第３号議案 取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役14名全員が任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入にともない、取締役会を構成する取締役の員数を減少し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いなぎ としあき 稲木 歳明 (昭和20年７月25日生)	昭和44年４月 当社入社 昭和57年９月 当社第三事業部横浜営業所長 平成５年４月 当社電算室長 平成11年６月 当社経営管理本部総合企画部長 平成12年６月 当社取締役経営管理本部長 平成15年６月 当社常務取締役第一事業部長 平成16年４月 当社常務取締役本社事業本部長 平成18年６月 当社代表取締役社長 平成25年６月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	131,000株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、代表取締役会長としての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ふじもり　よしあき 藤森　康彰 （昭和24年5月20日生）	昭和51年４月　当社入社 平成10年４月　当社法務部長 平成15年４月　当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長 平成16年４月　当社技術統括本部長 平成16年６月　当社取締役技術統括本部長 平成18年６月　当社常務取締役技術統括本部長 平成21年４月　当社常務取締役 平成22年６月　当社専務取締役 平成23年４月　当社専務取締役経理部長 平成23年５月　当社専務取締役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現在に至る） 担当　技術開発本部・監査室	86,000株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、代表取締役社長としての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	おおさわ　はるお 大澤　春雄 （昭和29年3月７日生）	昭和52年４月　当社入社 平成11年４月　当社第一事業部第一営業本部第二部長 平成15年６月　当社第一事業部第一営業本部長 平成16年４月　当社本社製造事業部プリプレス本部長 平成17年７月　当社第一事業部第一営業本部長 平成18年６月　当社取締役第一事業部長 平成19年４月　当社取締役出版情報事業部長 平成22年４月　当社取締役出版商印戦略企画室長兼ＳＰ＆ソリューション事業部長 平成23年４月　当社取締役出版商印プロモーション推進本部長兼ＳＰ＆ソリューション事業部長 平成24年４月　当社取締役ＳＰ＆ソリューション事業部長 平成25年４月　当社取締役ＳＰ＆ソリューションセンター室長 平成25年６月　当社常務取締役プロモーションメディア事業本部長 平成28年４月　当社常務取締役情報コミュニケーション事業本部長（現在に至る）	37,000株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、出版商印部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略　歴、地　位、担　当
および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>しみず　いちじ
清水　市司
(昭和29年
1月26日生)</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成10年４月　当社包装事業部営業第二部長
平成16年４月　当社包装事業部守谷工場長
平成18年６月　当社取締役包装事業部長
平成22年４月　当社取締役Ｌ＆Ｉ事業部長
平成24年６月　当社常務取締役
平成25年４月　当社常務取締役Ｌ＆Ｉ事業本部長
(現在に至る)
重要な兼職の状況
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.会長</td><td>47,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
同氏は、生活・産業資材部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>いど　かずよし
井戸　一喜
(昭和30年
1月11日生)</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成14年４月　当社第三事業部営業企画部長
平成16年４月　当社経営管理本部長
平成18年６月　当社取締役経営管理本部長
平成26年６月　当社常務取締役ＣＳＲ本部長
(現在に至る)
担当　秘書室
重要な兼職の状況
共同総業㈱代表取締役</td><td>39,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
同氏は、経営管理、CSR、人事、資材部門等についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>おおくぼ　たかし
大久保　隆司
(昭和30年
12月２日生)</td><td>昭和54年４月　㈱第一勧業銀行入行
平成13年１月　同行大須支店長
平成16年５月　㈱みずほ銀行大宮駅前支店長
平成18年１月　同行業務監査部副部長
平成19年10月　当社入社
平成19年11月　当社経理部長
平成20年４月　当社経理部長兼法務部長
平成20年６月　当社取締役経理部長兼法務部長
平成23年４月　当社取締役ビジネスメディア事業部長
平成26年６月　当社常務取締役情報セキュリティ事業本部長
(現在に至る)</td><td>32,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
同氏は、ビジネスメディア部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	わたなべ　ひでのり 渡邉　秀典 （昭和34年９月３日生）	昭和57年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成18年３月　㈱みずほコーポレート銀行ＡＬＭ部米州資金室長 平成21年４月　同行グローバルクレジット投資部長 平成23年４月　当社入社 平成23年５月　当社経理部長 平成23年６月　当社取締役経理部長 平成24年10月　当社取締役法務部長兼経理部長 平成25年４月　当社取締役経理部長 平成26年６月　当社取締役経営管理本部長 平成28年４月　当社取締役経営企画本部長（現在に至る） 担当　生産統括本部	17,000株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、経営管理、法務、経理部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	たかおか　みか 髙岡　美佳 （昭和43年６月19日生）	平成13年４月　大阪市立大学経済研究所助教授 平成14年４月　立教大学経済学部助教授 平成18年４月　立教大学経営学部助教授 平成19年４月　立教大学経営学部准教授 平成21年４月　立教大学経営学部教授（現職） 平成27年６月　当社社外取締役（現在に至る） 重要な兼職の状況 立教大学経営学部教授 ㈱ファミリーマート社外監査役 ㈱TSIホールディングス社外取締役 ㈱モスフードサービス社外取締役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識および見識を持たれており、幅広い視点からの意見は当社にとって貴重であるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏は過去において社外役員以外の方法で会社経営に携わっておりませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9※	ないとう　つねお 内藤　常男 （昭和24年5月17日生）	昭和47年４月　住友商事㈱入社 平成８年１月　㈱エス・シー・エー・タバコ代表取締役専務営業本部長 平成12年４月　住友商事㈱農水産本部嗜好品事業部長 平成12年８月　同社物流保険事業本部物流保険総括部長 平成13年４月　同社物流保険事業本部物流企画営業部長 平成16年４月　同社執行役員物流保険事業本部長 平成18年４月　住商グローバル・ロジスティクス㈱代表取締役社長 平成21年４月　千葉共同サイロ㈱代表取締役社長（平成26年６月まで）	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、企業経営における経験で培われた豊富な知識および見識を持たれているため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

（注）1. ※は新任の社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者井戸一喜氏は共同総業㈱代表取締役を兼務しており、同社との間に不動産管理等の委託等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 髙岡美佳および内藤常男の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
また、両氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
5. 髙岡美佳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
6. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約
当社は髙岡美佳氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、内藤常男氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年６月28日開催の第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社定款第13条の規定に基づき、同定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成25年６月27日開催の第133期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、平成28年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、平成28年５月12日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり一部修正して更新することを決定いたしました（当該３度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

つきましては、株主の皆様の意思を適切に反映するため、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

記

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

Ⅰ　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

１．経営理念・経営ビジョンについて

当社は、明治・大正期の出版文化を築いた博文館の印刷工場として、明治30年に創業しました。以来、印刷事業を通じて文化の発展に貢献するという企業精神は、今日まで脈々と受け継がれております。受注産業としてお客さまの声を大切にし、お客さまのニーズの変化に柔軟かつ積極的に応えることにより、出版・商業印刷を中心とする情報系事業から生活・産業資材にまで幅広く事業領域を拡大し、現在の総合印刷業としての地位を確立いたしました。

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆さまからの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「印刷関連市場で培った企業力を活かし、あらゆる関係者から評価され信頼されるとともに、従業員にとって働く魅力にあふれた躍動的な企業グル

ープ」をめざすべき企業像として掲げ、過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点を持ち、目標に向かって邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、めざすべき企業像の実現に取り組んでまいります。

2．中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当グループの事業は主に、出版印刷、パンフレットやカタログなどの一般商業印刷、ビジネスフォームなどの業務用印刷から成る情報系事業と、チューブやカートンなどのパッケージ類や吸湿フィルムなどの高機能製品を扱う生活・産業資材系事業により構成されています。インターネットの発達や電子メディアの普及により紙媒体の印刷需要が縮小するなか、印刷会社に求められるものは印刷物の製造だけでなく、お客さまの業務に対するソリューションへと広がりを見せています。パッケージ類に関しても、安全性向上やユニバーサルデザインなどの観点から、より機能的な包材が求められるようになっています。

このようななか、当社および当グループは、経営ビジョンに基づき中期経営計画を策定し、積極的な経営施策を遂行しております。

情報系事業においては、業務効率改善や販売促進などのお客さまの課題解決支援を中心とするトータルソリューションによって事業領域の拡大を図ってまいります。特に、印刷を軸にその周辺業務全般を請け負うBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）の市場は今後も伸長が見込まれます。個人情報を含めお客さまからお預かりする情報を扱うための高いセキュリティ環境と、データプリントに関する豊富なノウハウおよび生産体制を有する強みを活かし、幅広い業界を対象にして受注拡大を進めてまいります。一方で、紙媒体の印刷需要減少に対応するため、業務の効率化や生産体制の最適化、採算管理の強化を図り利益の確保に努めます。

生活・産業資材系事業では、ラミネートチューブやラップカートンなど一定のシェアや強みをもつ製品については、既存市場でのシェア拡大と新規得意先の開拓を進めます。なかでもラミネートチューブに関しては、ベトナム子会社の工場を生産拠点としてASEAN市場へ参入するなど海外にも販路を拡大することで、売上および利益の拡大をめざしてまいります。また、当グループでは、開けやすさ、使いやすさを追求した湯切りフタ材「パーシャルオープン」や、乾燥剤を使わずにパッケージ内部を長期間低湿度に保つことが可能な「モイストキャッチ」をはじめとする高機能フィルム等の開発を行っております。独自の技術を活かしたこれらの製品については、製品開発の効率化および迅速化を図りながら競争力を強化し、積極的な提案を行ってまいります。

以上の諸施策により、当グループの強みを強化し、事業領域を拡大するとともに収益性と成長性を向上させ、中期経営計画の達成に向けグループ一丸となって取り組んでまいります。

３．コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

役員については、取締役のうち１名を社外取締役、監査役のうち２名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役の３名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。これら独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員連絡会」を設置し、コーディネーターを常勤監査役が務めることで、経営情報を共有するとともに独立役員間の連携強化を推進しております。また、代表取締役社長が「独立役員連絡会」を通じて経営、役員人事、役員報酬等に関する様々な助言を得ることが出来る仕組みを整備しているほか、半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催し、コミュニケーションの強化を図っております。

定例取締役会は月１回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。取締役の任期については、経営責任を明確化し株主による信任の機会を適切に設けるため、１年としております。取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間がとれるよう会日に先立って資料を配付し、社外役員に対しては必要に応じて事前説明を行うこととしております。なお、継続的に取締役会の実効性向上を図るため、年に１度取締役会のあり方について取締役による自己評価および議論を行う機会を設けております。

業務執行における意思決定に関しては、取締役会のほか、常務取締役以上を中心に構成される常務会を週１回開催し、審議の機動性を高めております。また、常務会を補完する機関として戦略会議を設置し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っております。

経営リスクへの対処については、法改正等の動きや経営環境の変化に十分留意しながら、各種の社内規程や組織体制を整備しております。全社的な重要課題に対しては、「企業倫理委員会」「内部統制委員会」「経営改善委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの各種委員会を設け継続的な活動を行っております。

当社は監査役会設置会社として２名の社外監査役を含む４名の監査役による監査体制を採用しています。月１回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じて取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する報告を求めております。

内部監査については、独立部門として設置された監査室が行っております。監査室はグループ会社を含む各部門を対象に、法令および社内規程の遵守状況や業務の適正性等に関する監査をテーマごとに順次行っております。監査後の改善状況の確認については、半年から１年後にフォローアップ監査を実施しております。監査室、監査役会および会計監査人は、定期的な情報交

換・意見交換を通じて連携を保っております。
以上のような体制をとることで監査機能の強化を図り、経営の健全性、透明性を確保しております。
今後は、執行役員制度を導入することにより機動的な取締役会運営と効率的で迅速な業務執行を実現し、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

4．そのほかの取組み

法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口として「倫理相談室」を設置しております。これに加えて、職場でのトラブルや悩みなどの相談・通報を匿名でも受け付ける外部相談窓口「職場のヘルプライン」も新たに開設しました。
環境面では、「グループ環境方針」に基づきCO_2排出量削減やグリーン製品の開発などの具体的目標を定め、環境負荷低減活動を進めております。個人情報保護の面ではプライバシーマークの運用に加え、外部認証ISO27000（情報セキュリティマネージメントシステム）を取得するなど高度な情報セキュリティ体制を構築しております。
また、女性社員の能力発揮と活躍を積極的に推進する「Bright Women Support Plan」や男性社員の育児参加を支援する「KP すくすく育児プラン」をはじめ、多様な価値観を持つ社員が活躍できる環境を整備し、ワークライフバランスやダイバーシティ・マネジメントを推進しております。
これらの取組みを通じて企業の社会的責任を積極的に果たし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記２（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも見受けられます。
もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、

何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記２（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（1）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続

旧プランは、平成19年６月28日開催の当社第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第13条に基づき、平成25年６月27日開催の当社第133期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

ⅰ．当社の株券等[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株券等に係る株券等保有割合[4]の合計

ⅱ．当社の株券等[5]の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有[6]しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者[7]が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合[8]の合計

のいずれかが、20％以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）

による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のホームページ（http://www.kyodoprinting.co.jp/）に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役

会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項、同法施行令第14条の８の２第１項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要

e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100％の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グ

ループに係る利害関係者の処遇方針

h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容

j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止む

を得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④　独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、３名以上５名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、髙岡美佳氏、内藤常男氏、公文敬氏および德岡卓樹氏の合計４名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙１「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙２「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

⑤　対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告

を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥　対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社

取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

a. 高値買取要求を狙う買収である場合
b. 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
c. 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
d. 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
(ⅰ)当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
(ⅱ)当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ⅰまたはⅱのいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買

付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧　当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙３「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、１株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から平成31年６月開催予定の平成31年３月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成28年５月12日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、平成31年３月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

３．株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記（4）②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならび

に株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個あたり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ　本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

１．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開

示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年６月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

２．企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

３．株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ ２（2）記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

４．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ ２（3）④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されており

ます。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2（3）に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2（3）③ないし⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2（5）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

（別紙１）

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。

髙岡　美佳（たかおか　みか）

略　歴：　平成13年４月　大阪市立大学経済研究所助教授
平成14年４月　立教大学経済学部助教授
平成18年４月　同大学経営学部助教授
平成19年４月　同大学経営学部准教授
平成21年４月　同大学経営学部教授（現任）
平成23年５月　株式会社ファミリーマート社外監査役（現任）
平成26年５月　株式会社ＴＳＩホールディングス社外取締役（現任）
平成26年６月　株式会社モスフードサービス社外取締役（現任）
平成27年６月　当社社外取締役（現任）

内藤　常男（ないとう　つねお）

略　歴：　昭和47年４月　住友商事株式会社入社
平成８年１月　株式会社エス･シー・エー・タバコ代表取締役専務営業本部長
平成12年４月　住友商事株式会社農水産本部嗜好品事業部長
平成12年８月　同社物流保険事業本部物流保険総括部長
平成13年４月　同社物流保険事業本部物流企画営業部長
平成16年４月　同社執行役員物流保険事業本部長
平成18年４月　住商グローバル・ロジスティクス株式会社代表取締役社長
平成21年４月　千葉共同サイロ株式会社代表取締役社長
平成28年６月　当社社外取締役就任予定

公文　敬（くもん　たかし）

略　歴：　昭和48年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
昭和60年１月　ＤＫＢインターナショナル・リミテッド（ロンドン）総務部長
昭和63年12月　ドイツ第一勧業銀行副社長
平成８年６月　株式会社第一勧銀総合研究所取締役調査本部副本部長
平成14年７月　株式会社みずほ銀行調査部長
平成16年10月　みずほ総合研究所株式会社調査本部上席理事
平成21年５月　株式会社タカキュー社外監査役
平成21年６月　清和綜合建物株式会社社外監査役
平成21年６月　当社社外監査役（現任）
平成27年６月　大成温調株式会社社外監査役（現任）

徳岡　卓樹（とくおか　たかき）

略　歴：　昭和56年４月　弁護士登録
ブレークモア法律事務所入所
平成元年１月　野村證券株式会社出向
平成５年３月　日本リーバ株式会社（現ユニリーバ・ジャパン株式会社）社外監査役
平成８年３月　日本イーライリリー株式会社社外監査役
平成27年６月　当社社外監査役（現任）

（別紙２）

独立委員会規則の概要

第１条　当社は、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第２条　独立委員会の委員は、３名以上５名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

①　現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者

②　現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者

③　当社等と現に取引のある金融機関において、過去３年間取締役または監査役等となったことがない者

④　当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去３年間取締役または監査役等でない者

⑤　当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者

⑥　企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

２　委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の３分の２以上の賛成によるものとする。

３　委員の任期は、平成28年３月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年３月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。

第３条　独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

①　大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

②　買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動

③　対抗措置の中止

④　①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤　本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

⑥　取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第４条　独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第５条　独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第６条　取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第７条　取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役１名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第８条　独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

（別紙３）

新株予約権の要項

１．割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

２．発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

３．新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

４．新株予約権の目的である株式の種類および数

①　新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

②　新株予約権の目的である株式の数

新株予約権１個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は１株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第５項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

５．新株予約権の目的である株式の数の調整

①　当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

②　対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6．新株予約権の払込金額
無償とする。

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、１円とする。

8．新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9．新株予約権の行使の条件
① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
Ⅱ 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計
のいずれかが、20%以上となる者をいう。
b. a. Ⅰにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいう。
c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。
d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいう。
e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。
f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第８項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第９項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項
　新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
　本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行
　新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
　新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
　新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第８項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等
　新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以　上

（ご参考）

Ⅰ　当社株式の状況（平成28年３月31日現在）

1. 発行可能株式総数　　３億6,080万株
2. 発行済株式総数　　8,782万8,840株（自己株式2,371,160株を除く）
3. 株主数　　5,187名
4. 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,588	14.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・DIC株式会社口）	8,541	9.73
東京インキ株式会社	5,830	6.64
株式会社みずほ銀行	2,831	3.22
東洋インキＳＣホールディングス株式会社	2,169	2.47
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,103	2.40
朝日生命保険相互会社	2,000	2.28
共同印刷従業員持株会	1,894	2.16
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,639	1.87
三井住友信託銀行株式会社	1,482	1.69

Ⅱ　大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）

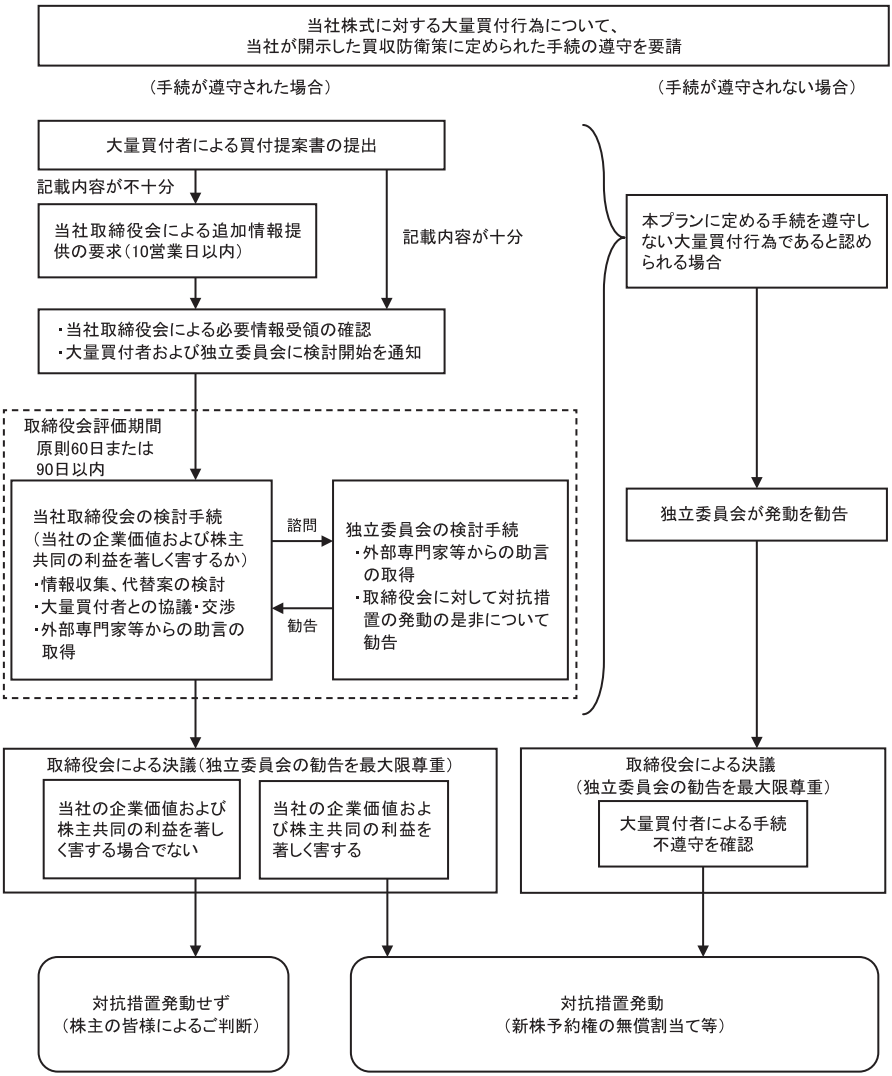

（注）　本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス http://www. web54（ウェブ行使） .net

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社　本館１階ホール
電話　(03) 3817 － 2111（代）

電車
- 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩約12分
- 都営三田線「白山駅」より徒歩約12分
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」より徒歩約15分
  ※最寄り出口：丸ノ内線「４b」番口、南北線「８」番口
- 都営三田線・大江戸線「春日駅」より徒歩約15分
  ※最寄り出口：三田線「Ａ５」または「Ａ６」番口、大江戸線「６」番口

バス
- JR「大塚駅」南口より［上60］　上野公園行バスにて約10分「白山２丁目（共同印刷前）」下車
- JR「大塚駅」南口より［都02］　錦糸町駅前行バスにて約10分「小石川４丁目」下車
- 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より文京区コミュニティバスＢーぐる［目白台・小日向ルート］にて約７分「共同印刷」下車

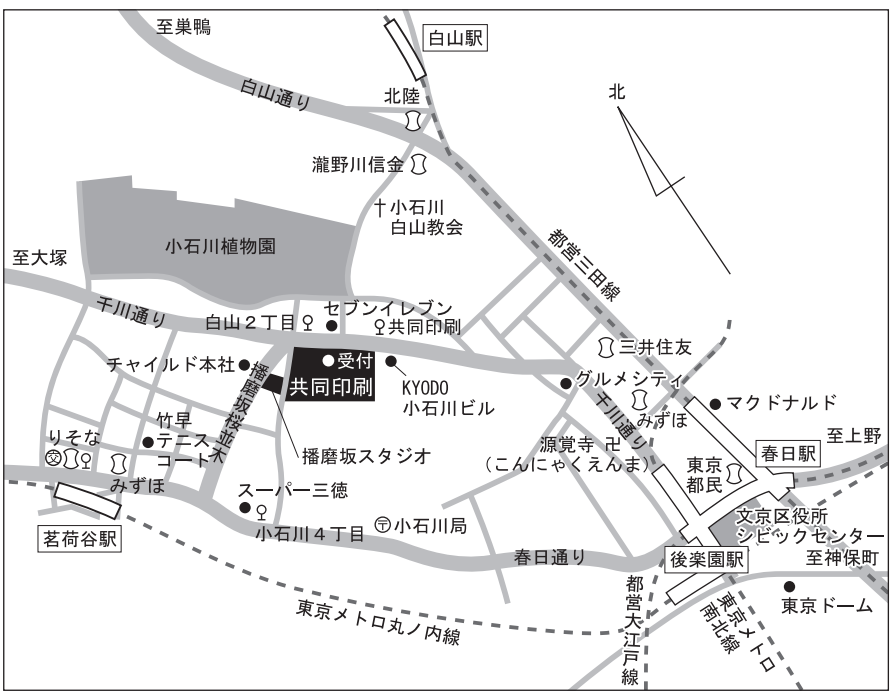

証券コード 7914

第136期定時株主総会招集ご通知添付書類

第136期事業年度

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

共同印刷株式会社

事　業　報　告（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景に企業業績や雇用環境が改善するなど、緩やかな回復の動きが見られた一方で、個人消費の伸び悩みや新興国経済の減速に対する警戒感が強まるなど、先行き不透明な状況もありました。印刷業界におきましては、紙媒体の需要減少に加え、競争激化に伴って受注価格が下落するなど、不安定な状況が続きました。

このような状況の中、共同印刷グループは中期経営方針「強みを活かし事業領域を拡大して利益を創出する」に基づき、グループ一丸となって業績の向上に取り組みました。出版商印部門およびビジネスメディア部門からなる情報系事業では、トータルソリューションの推進によって、販促支援サービスやＢＰＯなどの業務支援サービスの受注拡大を図りました。生活・産業資材系事業では、当社が独自開発した吸湿・吸着機能を持つ高機能製品の機能と用途の拡大を図り、新たな需要の創出に努めるとともに、ＡＳＥＡＮ市場でのチューブ事業の拡大をめざし、平成27年10月に稼働開始した共同印刷ベトナムの新工場立ち上げに注力しました。またインドネシア国内でラミネートチューブ製造・販売を行う会社との協業に向けた取り組みを開始しています。

利益向上に向けた施策としては、設備の再配置等による生産効率向上や受注時の工程設計の強化による採算管理に取り組むとともに、外注加工費などのコスト削減に努めました。

その結果、当期における業績は、売上高は950億９千７百万円（前期比2.8％増）となり、営業利益は26億２千５百万円（前期比48.2％増）、経常利益は34億８千２百万円（前期比38.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億１千２百万円（前期比56.2％増）となりました。

事業セグメント別の概況は、次のとおりであります。

出版商印部門

出版印刷では、受注拡大に向けた取り組みとしてマンガをはじめとするコンテンツのデジタル化サービスの拡大に努めましたが、書籍、定期刊行物がともに減少したため、売上高は前期を下回りました。

一般商業印刷では、印刷周辺に関わる新たなサービスメニューを拡充し、得意先の課題解決に向けたトータルソリューションの提案によって受注拡大を図りました。その結果、カタログやチラシなどが減少したものの、情報誌や販促用ＤＭ、ＰＯＰなどが増加したため、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は432億１千６百万円（前期比1.8％減）、営業損失は４千１百万円（前期は営業利益５億７千２百万円）となりました。

ビジネスメディア部門

ビジネスメディア部門では、マイナンバー制度の開始に伴うデータプリントやＢＰＯの需要増の取り込みに向けて、川島ソリューションセンターの機能を生かした提案活動を推進し、受注拡大に取り組みました。

官公庁や金融機関からの受注増によりビジネスフォームが増加し、乗車券の好調により証券類も増加、ＩＣ乗車券をはじめとするＩＣカードも増加しました。

以上の結果、部門全体での売上高は299億４千７百万円（前期比10.5％増）、営業利益は24億３千３百万円（前期比164.5％増）となりました。

生活・産業資材部門

生活・産業資材部門では、化粧品業界に対し当社が開発したフルプリント仕様のラミネートチューブの提案を行うとともに、共同印刷ベトナムの新工場立ち上げなどＡＳＥＡＮ市場におけるチューブ事業拡大に向けた取り組みに注力しました。「モイストキャッチ」などの高機能製品については、医薬品向けや電子部品向けに提案を進めるとともに、新規得意先や新規市場の開拓に取り組みました。

紙器や産業資材、建材製品が減少しましたが、歯磨き向けや化粧品向けを中心にチューブが増加し、「パーシャルオープン」の受注増等によって軟包装も増加しました。

以上の結果、部門全体での売上高は199億８千７百万円（前期比2.0％増）、営業利益は２億４千６百万円（前期比13.0％減）となりました。

その他

売上高は物流業務等の増加により19億４千６百万円（前期比8.5％増）となり、営業利益は４億９千３百万円（前期比28.4％増）となりました。

セグメント別売上高

セグメント区分（部門）	前連結会計年度 平成27年３月期		当連結会計年度 平成28年３月期		前連結会計年度比増減率（％）
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	
出版商印	44,003	47.6	43,216	45.4	△1.8
ビジネスメディア	27,090	29.3	29,947	31.5	10.5
生活・産業資材	19,596	21.2	19,987	21.0	2.0
その他	1,793	1.9	1,946	2.1	8.5
合計	92,483	100.0	95,097	100.0	2.8

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は71億９千５百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分（部門）	設備投資額（百万円）	前連結会計年度比増減率（%）
出版商印	1,577	229.1
ビジネスメディア	2,280	122.1
生活・産業資材	2,455	146.8
その他	196	22.9
全社（共通）	686	△23.5
合計	7,195	102.2

また、上記所要資金につきましては、自己資金により賄っています。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

印刷業界を取り巻く事業環境は変化が激しく、紙媒体を中心とする印刷需要の減少等もあり、先行きは依然不透明な状況が続いております。一方、近年はお客さまのニーズも多様化し、単に印刷物の製造だけでなく、周辺業務のアウトソーシングや販促全般に対する企画提案などが求められるようになりました。パッケージ類についても、開封の容易さやより高い安全性が要求されるなど高機能化が進んでいます。

このような状況の中、当グループは中期経営方針「強みを活かし事業領域を拡大して利益を創出する」に基づき、各事業において様々な経営施策を立案・遂行し、収益性・成長性の向上に向けて取り組んでおります。

情報系事業においては、業務効率改善や販売促進などのお客さまの課題解決を支援するトータルソリューションによって事業領域拡大を図ります。特に、今後も伸長が見込まれるＢＰＯについては、個人情報などお客さまからお預かりする情報を扱うための高いセキュリティ環境と、データプリントに関する豊富なノウハウおよび生産体制を有する強みを活かし、幅広い業界を対象に受注拡大を進めてまいります。これらの一方で、紙媒体の印刷需要減少に対応するため、収益管理の強化を図るほか、生産体制の最適化や業務の効率化により利益の確保に努めます。

生活・産業資材系事業では、ラミネートチューブやラップカートンなどの一定のシェアや強みをもつ製品については国内市場でのシェア拡大と新規得意先の開拓を進めてまいります。なかでもラミネートチューブに関しては、ベトナム子会社の工場を生産拠点とするＡＳＥＡＮ市場への参入を推し進め、売上および利益の拡大を図ります。また、「パーシャルオープン」などの機能性包材や「モイストキャッチ」といった高機能フィルムをはじめとする当社独自の技術を活かした製品については、製品開発の効率化および迅速化を進めながら競争力を強化し、積極的な提案を行ってまいります。

このほか、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実にも取り組んでまいります。その一環として、本年６月に「執行役員制度」を導入することといたしました。業務執行の効率化・迅速化や執行責任の明確化とともに、より機動的かつ実効性を高めた取締役会運営を目指します。

これからも当グループは、付加価値の高い製品やサービスを幅広い業界のお客さまに提供することでグループ全体の収益力を高めてまいります。同時に、法令と企業倫理を遵守し、広く社会や環境との調和を図り企業の社会的責任を積極的に担うことで、あらゆるステークホルダーの皆さまから評価され信頼される企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第133期 平成25年 ３ 月 期	第134期 平成26年 ３ 月 期	第135期 平成27年 ３ 月 期	第136期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売　上　高（百万円）	94,220	94,479	92,483	95,097
経 常 利 益（百万円）	2,443	2,832	2,517	3,482
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益（百万円）	1,437	1,592	1,415	2,212
1株当たり当期純利益(円)	16.09	18.14	16.13	25.20
総　資　産（百万円）	96,738	96,004	104,110	105,315
純　資　産（百万円）	49,840	51,074	57,012	58,269
1株当たり純資産（円）	567.72	581.73	649.36	663.66

(注)「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社はすべての子会社（下記12社）を連結対象にしています。当連結会計年度の総資産は1,053億１千５百万円（前期比1.2%増）、純資産は582億６千９百万円であります。売上高は950億９千７百万円（前期比2.8%増）、経常利益は34億８千２百万円（前期比38.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億１千２百万円（前期比56.2%増）であります。

（平成28年３月31日現在）

会　社　名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容（セグメント区分）
株式会社コスモグラフィック	95	100.0	製版(出版商印)
小石川プロセス株式会社	10	100.0	製版(出版商印)
共同オフセット株式会社	10	100.0	印刷・製本(出版商印)
共同印刷製本株式会社	60	100.0	製本(出版商印)
デジタルカタパルト株式会社	100	66.7	電子書籍の取次および販売（出版商印）
共同印刷西日本株式会社	200	100.0	印刷(ビジネスメディア)
常磐共同印刷株式会社	78	100.0	印刷(生活・産業資材)
共印商貿(上海)有限公司	百万人民元 6	100.0	包装材料の販売（生活・産業資材）
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	百万ベトナムドン 212,460	100.0	チューブ容器の製造（生活・産業資材）
共同物流株式会社	70	100.0	梱包・輸送(その他)
共同総業株式会社	20	100.0	不動産管理(その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ株式会社	60	100.0	システム開発(その他)

（注） 常磐共同印刷株式会社については、当社が80.8%（126,000株）、共同総業株式会社が19.2%（30,000株）をそれぞれ出資しています。

(6) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品・事業内容
出　版　商　印	週刊誌、月刊誌、季刊誌、単行本、全集、教科書、ポスター、カレンダー、広告宣伝媒体および装飾展示等の企画・制作、電子書籍等
ビジネスメディア	各種ビジネスフォーム、証券類、各種カード、データプリント、ＢＰＯ等
生活・産業資材	紙器、軟包装用品、各種チューブ、金属印刷、建材用品印刷、電子機器部品、高機能材料等
そ　の　他	物流業、不動産管理業等

(7) 主要な営業所および工場等

本　　店	東京都文京区小石川四丁目14番12号	
営 業 所	本社営業所	(東京都文京区)
	交通媒体事業部(関西)	(大阪市中央区)
	共同印刷西日本㈱営業第一部	(名古屋市中村区)
	共同印刷西日本㈱営業第二部	(大阪市中央区)
	共印商貿(上海)有限公司	(中華人民共和国上海市)
工 場 等	小石川工場	(東京都文京区)
	五霞工場	(茨城県五霞町)
	共同オフセット㈱越谷工場	(埼玉県越谷市)
	㈱コスモグラフィック苫小牧工場	(北海道苫小牧市)
	鶴ヶ島工場	(埼玉県鶴ヶ島市)
	川島ソリューションセンター	(埼玉県川島町)
	共同印刷西日本㈱京都工場	(京都府久御山町)
	小田原工場	(神奈川県小田原市)
	相模原工場	(神奈川県相模原市)
	和歌山工場	(和歌山県有田川町)
	守谷工場	(茨城県守谷市)
	常磐共同印刷㈱	(茨城県北茨城市)
	KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	(ベトナム社会主義共和国ドンナイ省)

(注)　当社の主要な営業所および工場等には、当社の主要な子会社が含まれています。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
出版商印	1,019	△16
ビジネスメディア	668	30
生活・産業資材	378	37
その他	262	13
全社(共通)	406	8
合計	2,733	72

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,904	48	42.2	17.6

(注) 1. 従業員数は就業人員(企業集団外からの出向者を含み、企業集団外への出向者は含まず)であり、臨時従業員(派遣社員、パートタイマー等)は含まれていません。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	520
三井住友信託銀行株式会社	240

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 360,800,000株

(2) 発行済株式の総数 90,200,000株

(3) 株主数 5,187名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,588	14.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・ＤＩＣ株式会社口)	8,541	9.73
東京インキ株式会社	5,830	6.64
株式会社みずほ銀行	2,831	3.22
東洋インキＳＣホールディングス株式会社	2,169	2.47
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,103	2.40
朝日生命保険相互会社	2,000	2.28
共同印刷従業員持株会	1,894	2.16
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,639	1.87
三井住友信託銀行株式会社	1,482	1.69

（注）1. 当社は自己株式を2,371,160株保有していますが、上記大株主の状況からは除外しています。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　12,588千株

4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口の持株数8,541千株は、ＤＩＣ株式会社から同信託銀行へ退職給付信託として信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権はＤＩＣ株式会社が留保しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年11月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要は以下のとおりです。

発行日	平成26年12月12日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数は行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。 転換価額は、当初、437円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成26年12月24日から平成31年11月28日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

（平成28年３月31日現在）

役　名	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	稲木　歳明	
代表取締役社長	藤森　康彰	技術統括本部・ＩＴ統括本部担当
専務取締役	三吉　幹夫	生産統括本部長，施設環境部担当，（労務政策審議会委員長並びに経営協議会委員長）
常務取締役	清水　市司	Ｌ＆Ｉ事業本部長，KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.会長
常務取締役	大澤　春雄	プロモーションメディア事業本部長，デジタルカタパルト㈱代表取締役
常務取締役	人見　実	出版情報事業本部長
常務取締役	井戸　一喜	ＣＳＲ本部長・社史編纂室長，秘書室・監査部・経営管理本部・人事部・資材部担当 共同総業㈱代表取締役
常務取締役	大久保隆司	情報セキュリティ事業本部長
取締役	齋藤　文孝	技術統括本部長，ＩＣ事業推進本部担当
取締役	今村　敏夫	ＩＴ統括本部長，トータルソリューションオフィス担当
取締役	渡邉　秀典	経営管理本部長，法務部・経理部担当
取締役	里村　憲治	包装事業部長，共印商貿(上海)有限公司董事長
取締役	汲井　隆	出版情報製造事業部長，小石川プロセス㈱代表取締役
取締役	髙岡　美佳	立教大学経営学部教授，株式会社ＴＳＩホールディングス社外取締役，株式会社モスフードサービス社外取締役，株式会社ファミリーマート社外監査役
常勤監査役	小笠原　誠	
常勤監査役	宮城　忠雄	
監査役	公文　敬	大成温調株式会社社外監査役
監査役	德岡　卓樹	弁護士

（注）1. 取締役のうち、髙岡美佳氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、公文敬および德岡卓樹の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役及び社外監査役の責任限定契約）

社外取締役及び社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の額	摘　要
取締役	15名	319百万円	（うち社外取締役１名　５百万円）
監査役	5名	43百万円	（うち社外監査役３名　13百万円）
合計	20名	362百万円	

（注）1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬等の額には当事業年度における役員賞与引当金の繰入額66百万円が含まれています。
3. 取締役の報酬等の額には平成27年６月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれています。
4. 監査役の報酬等の額には平成27年６月26日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

取締役　髙岡美佳氏は、株式会社ＴＳＩホールディングスの社外取締役および株式会社モスフードサービスの社外取締役、ならびに株式会社ファミリーマートの社外監査役を兼務しております。なお、当社は、株式会社ＴＳＩホールディングスおよび株式会社モスフードサービスならびに株式会社ファミリーマートとの間に特別の関係はありません。

監査役　公文敬氏は、大成温調株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は大成温調株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役　髙岡美佳氏は就任後開催の取締役会15回のうち14回出席し、幅広い視点から経営全般に対する質問、助言を行うとともに、取締役会の意思決定に参画しております。

監査役　公文敬氏は当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席、監査役会13回のうち13回出席し、また監査役　德岡卓樹氏は就任後開催の取締役会15回のうち14回出席、監査役会10回のうち９回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

⑤ 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼務している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額

35百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社である共印商貿（上海）有限公司およびKYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人に対して、財務デューデリジェンスに係る業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は平成18年５月２日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。（最終改定　平成27年５月22日）

内部統制基本方針

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正及び有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当取締役が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。さらに、常務以上で構成される常務会を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員の法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。

また、担当取締役を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。

企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査部により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。

6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当取締役の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。

また、監査役、監査部はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。

また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、及びその他監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令及び規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。

また、監査役は監査部が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役14名で構成され、監査役４名も出席する毎月一回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況

当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティ対策については、企業グループとして個人情報を含めた会社内の機密情報の漏えい防止体制の構築に向けた社員教育、監査を実施したほか、文書やデータの管理、廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。

③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制に関する運用状況

当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、法令・社内規程等の遵守状況を点検した上で、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。また、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を設置しています。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査部が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。

④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査部はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、平成19年４月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、平成19年６月28日開催の第127期定時株主総会における第２号議案、第３号議案を通じて承認されました。

その後、平成22年６月29日開催の第130期定時株主総会における第４号議案、平成25年６月27日開催の第133期定時株主総会における第４号議案の承認可決を経て更新されております。その概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウエブサイト（http://www.kyodoprinting.co.jp/）のIR情報−コーポレートガバナンス−買収防衛策の項に掲示しております。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えます。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当社および当グループは、経営理念「印刷事業を核に生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「印刷関連市場で培った企業力を活かし、あらゆる関係者から評価され信頼されるとともに、従業員にとって働く魅力にあふれた躍動的な企業グループ」を目指すべき企業像として掲げ、過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点を持ち、目標に向かって邁進していく決意を表明

しております。営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、目指すべき企業像の実現に取り組んでまいります。

(3) 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

当社は、平成25年６月27日開催の第133期定時株主総会の承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。

本プランは、買付者または買付提案者（以下「買付者等」といいます。）が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない買付け等がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものであります。

なお、本プランの有効期間は、平成25年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年３月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

対象となる買付け等は、①当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計、②当社の株券等の公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20％以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）または特定株式保有者に該当すると当社取締役会が判断する者による買付け等とします。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①買付者等およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに買付者等およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項が付されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、最大50％まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

① 本取組みは経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。

② 株主の皆様の判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値向上および株主共同の利益の実現を目的として導入されたものです。

③ 定時株主総会での承認を経ており、株主の皆様の意思を重視するものとなっています。

④ 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員３名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。

⑤ 発動に関し合理的な客観要件を予め定めています。

⑥ 独立委員会は第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。

⑦ 取締役会の決議でいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を１年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

（注）当社は、平成28年５月12日開催の当社取締役会において、同年６月29日開催予定の当社第136期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、上記当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類８ページに記載の第４号議案「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件」をご参照ください。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**48,353**	**流動負債**	**32,238**
現金及び預金	14,611	支払手形及び買掛金	18,697
受取手形及び売掛金	26,126	１年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	2,726	１年内返済予定の長期借入金	600
仕掛品	2,612	リース債務	446
原材料及び貯蔵品	1,131	未払法人税等	1,040
繰延税金資産	625	賞与引当金	1,133
その他	582	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△62	その他	5,253
固定資産	**56,962**	**固定負債**	**14,808**
有形固定資産	**38,296**	新株予約権付社債	5,000
建物及び構築物	11,532	長期借入金	600
機械装置及び運搬具	8,665	リース債務	1,234
工具、器具及び備品	831	繰延税金負債	1,881
土地	15,327	環境対策引当金	66
リース資産	1,538	厚生年金基金解散損失引当金	29
建設仮勘定	401	退職給付に係る負債	5,853
無形固定資産	**1,324**	資産除去債務	51
ソフトウエア	1,214	その他	90
その他	110	**負債合計**	**47,046**
投資その他の資産	**17,341**	（純資産の部）	
投資有価証券	16,207	**株主資本**	**51,178**
長期貸付金	0	資本金	4,510
繰延税金資産	210	資本剰余金	1,742
その他	1,207	利益剰余金	45,473
貸倒引当金	△284	自己株式	△547
		その他の包括利益累計額	**7,080**
		その他有価証券評価差額金	7,091
		為替換算調整勘定	143
		退職給付に係る調整累計額	△154
		非支配株主持分	**9**
		純資産合計	**58,269**
資産合計	**105,315**	**負債・純資産合計**	**105,315**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		95,097
売上原価		78,420
売上総利益		16,677
販売費及び一般管理費		14,051
営業利益		2,625
営業外収益		
受取利息及び配当金	276	
物品売却益	294	
設備賃貸料	132	
保険配当金	141	
その他	243	1,089
営業外費用		
支払利息	119	
持分法による投資損失	32	
その他	80	232
経常利益		3,482
特別利益		
固定資産売却益	372	
投資有価証券売却益	47	
匿名組合投資利益	59	
その他	2	482
特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	385	
投資有価証券評価損	19	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	29	
その他	10	467
税金等調整前当期純利益		3,498
法人税、住民税及び事業税	1,364	
法人税等調整額	△81	1,283
当期純利益		2,214
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		2,212

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,510	1,742	43,963	△547	49,669
当期変動額					
剰余金の配当			△702		△702
親会社株主に帰属する当期純利益			2,212		2,212
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	1,509	△0	1,509
当期末残高	4,510	1,742	45,473	△547	51,178

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,021	188	126	7,335	7	57,012
当期変動額						
剰余金の配当						△702
親会社株主に帰属する当期純利益						2,212
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	70	△44	△280	△254	2	△251
当期変動額合計	70	△44	△280	△254	2	1,257
当期末残高	7,091	143	△154	7,080	9	58,269

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結子会社の数　　12社
   (2) 主要な連結子会社の名称
   共同物流㈱、共同印刷西日本㈱、常磐共同印刷㈱、㈱コスモグラフィック

2. 持分法の適用に関する事項
   (1) 持分法適用の関連会社の数　　１社
   (2) 主要な持分法適用関連会社の名称
   共同製本㈱
   (3) 持分法を適用していない関連会社の名称
   ㈱コスモスキャナー
   持分法を適用しなかった理由
   持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の共印商貿（上海）有限公司およびKYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.の決算日は12月31日です。
   連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計方針に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
   ① 有価証券
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法
   ② たな卸資産
   製品、仕掛品……連結計算書類作成会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、連結子会社のうち２社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法。ただし、連結子会社は平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっています。
なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。
建物及び構築物　31～50年
機械装置及び運搬具　４～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法。なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいています。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

④ 環境対策引当金……将来にわたる環境対策の処理支出（ＰＣＢ等）に備えるため、処理見込額を計上しています。

⑤ 厚生年金基金解散損失引当金……一部の連結子会社が加入する複数事業主制度の厚生年金基金が解散するのに伴い発生する損失に備えるため、解散時の損失見込額を計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

③　ヘッジ方針……社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。

④　ヘッジ有効性評価の方法……当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

(5) その他

①　退職給付に係る
会計処理の方法……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

②　消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

（会計方針の変更に関する注記）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結計算書類に与える影響額はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　77,368百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
   普通株式　90,200,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	351百万円	4円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年11月９日取締役会	普通株式	351百万円	4円00銭	平成27年９月30日	平成27年12月７日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
   平成28年６月29日開催の第136期定時株主総会において次のとおり付議する予定としています。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	351百万円	4円00銭	平成28年３月31日	平成28年６月30日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	14,611	14,611	―
(2) 受取手形及び売掛金	26,126	26,126	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	15,749	15,749	―
(4) 支払手形及び買掛金	(18,697)	(18,697)	―
(5) １年内償還予定の社債	(5,000)	(5,020)	20
(6) 新株予約権付社債	(5,000)	(5,175)	175
(7) 長期借入金	(1,200)	(1,219)	19
(8) デリバティブ取引 (*2)	11	11	―

(*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) １年内償還予定の社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 新株予約権付社債

取引金融機関から提示された価格を時価としています。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて時価を表示しています。

(8) デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	450
非上場債券	7

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため記載を省略しています。

(１株当たり情報に関する注記)

1. １株当たり純資産額　663円66銭
2. １株当たり当期純利益　25円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額 (繰延税金資産の金額を控除した金額) が70百万円、退職給付に係る調整累計額が３百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が91百万円、その他有価証券評価差額金が166百万円、それぞれ増加しています。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**44,936**	**流動負債**	**34,660**
現金及び預金	12,907	支払手形	1,260
受取手形	5,646	電子記録債務	6,026
売掛金	19,115	買掛金	10,378
商品及び製品	2,623	１年内償還予定の社債	5,000
仕掛品	2,585	１年内返済予定の長期借入金	600
原材料及び貯蔵品	1,047	リース債務	376
前払費用	160	未払金	1,208
未収入金	405	未払費用	1,677
繰延税金資産	475	未払法人税等	907
その他	32	ＣＭＳ預り金	4,770
貸倒引当金	△62	賞与引当金	879
固定資産	**52,988**	役員賞与引当金	66
有形固定資産	**32,604**	設備関係支払手形	46
建物	9,215	営業外電子記録債務	888
構築物	257	その他	573
機械及び装置	7,461	**固定負債**	**13,934**
車両運搬具	29	新株予約権付社債	5,000
工具、器具及び備品	705	長期借入金	600
土地	13,172	リース債務	1,157
リース資産	1,403	繰延税金負債	1,693
建設仮勘定	359	退職給付引当金	5,282
無形固定資産	**1,086**	環境対策引当金	66
借地権	50	資産除去債務	43
電話加入権	33	その他	90
施設利用権	10	**負債合計**	**48,594**
ソフトウエア	993	（純資産の部）	
投資その他の資産	**19,296**	**株主資本**	**42,263**
投資有価証券	15,649	**資本金**	**4,510**
関係会社株式	2,596	**資本剰余金**	**1,742**
長期貸付金	414	資本準備金	1,742
事業保険積立金	426	**利益剰余金**	**36,535**
破産更生債権等	322	利益準備金	1,127
その他	172	その他利益剰余金	35,407
貸倒引当金	△284	特別償却準備金	1
		固定資産圧縮積立金	2,751
		別途積立金	30,128
		繰越利益剰余金	2,526
		自己株式	**△524**
		評価・換算差額等	**7,066**
		その他有価証券評価差額金	**7,066**
		純資産合計	**49,329**
資産合計	**97,924**	**負債・純資産合計**	**97,924**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		88,802
売上原価		73,786
売上総利益		15,015
販売費及び一般管理費		13,137
営業利益		1,878
営業外収益		
受取利息及び配当金	447	
物品売却益	202	
設備賃貸料	667	
保険配当金	141	
その他	202	1,662
営業外費用		
支払利息	136	
設備賃貸費用	62	
その他	55	253
経常利益		3,286
特別利益		
固定資産売却益	326	
投資有価証券売却益	13	
その他	2	342
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	347	
投資有価証券評価損	1	
その他	10	367
税引前当期純利益		3,261
法人税、住民税及び事業税	1,121	
法人税等調整額	△70	1,051
当期純利益		2,210

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,510	1,742	1,742	1,127	0	2,626	29,428	1,845	35,027
当期変動額									
特別償却準備金の積立					1			△1	—
特別償却準備金の取崩					△0			0	—
固定資産圧縮積立金の積立						81		△81	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△21		21	—
税率変更による積立金の調整額					0	65		△65	—
別途積立金の積立							700	△700	—
剰余金の配当								△702	△702
当期純利益								2,210	2,210
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	1	125	700	681	1,507
当期末残高	4,510	1,742	1,742	1,127	1	2,751	30,128	2,526	36,535

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△524	40,755	6,976	6,976	47,732
当期変動額					
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
税率変更による積立金の調整額		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△702			△702
当期純利益		2,210			2,210
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			89	89	89
当期変動額合計	△0	1,507	89	89	1,597
当期末残高	△524	42,263	7,066	7,066	49,329

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   (1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
   (2) その他有価証券
   時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
   (1) 製品、仕掛品……個別法による原価法
   （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
   (2) 原材料、貯蔵品……先入先出法による原価法
   （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。
   建物　31～50年
   機械及び装置　４～10年
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法。なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいています。
   (3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。
   (4) 長期前払費用……均等償却
4. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
   (2) 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。
   (3) 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 環境対策引当金……将来にわたる環境対策の処理支出（ＰＣＢ等）に備えるため、処理見込額を計上しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針……社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

6. その他

(1) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(2) 退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

（会計方針の変更に関する注記）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

1.	有形固定資産の減価償却累計額	70,902百万円
2.	関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
	短期金銭債権	307百万円
	長期金銭債権	414百万円
	短期金銭債務	6,512百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	596百万円
仕入高等	16,715百万円
営業取引以外の取引高	361百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	2,371,160株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（百万円）

（流動資産）	
繰延税金資産	
賞与引当金	271
その他	204
繰延税金資産合計	475
（固定資産）	
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,618
減価償却費	660
減損損失	261
関係会社株式評価損	763
その他	267
評価性引当額	△1,083
繰延税金負債（固定）との相殺	△2,488
繰延税金資産合計	—
（固定負債）	
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	1,213
その他有価証券評価差額金	2,967
その他	0
繰延税金資産（固定）との相殺	△2,488
繰延税金負債合計	1,693

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	共同物流㈱	70	梱包・輸送業	100%	梱包・輸送業務委託先	CMS預入(注)1	2,398	CMS預り金	2,118
						CMS払出(注)1	2,329		
	㈱コスモグラフィック	95	製版業	100%	製版業務委託先	CMS預入(注)1	1,826	CMS預り金	1,319
						CMS払出(注)1	1,864		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しています。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しています。

2. 上記の取引金額には消費税等は含まれていません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	561円66銭
2.	１株当たり当期純利益	25円17銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は74百万円減少し、法人税等調整額が90百万円、その他有価証券評価差額金が164百万円、それぞれ増加しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

共同印刷株式会社
取締役会御中

仰星監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　川　﨑　　浩　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　神　山　俊　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

共同印刷株式会社
取締役会御中

仰星監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　川　﨑　　浩 ㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　神　山　俊　一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

共同印刷株式会社　監　査　役　会

監査役（常勤）　小笠原　　誠　印

監査役（常勤）　宮　城　忠　雄　印

監　査　役　公　文　　敬　印

監　査　役　徳　岡　卓　樹　印

(注)　監査役公文敬および監査役徳岡卓樹は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上